事務所通信　No.317　　令和４年３月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

◆　小学校休業等対応助成金　◆

■厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様を支援するため小学校休業等対応助成金・支援金制度を延長し令和４年３月31日までの間に取得した休暇についても支援を行っています。

■対象事業主：令和４年１月１日から令和４年３月31日までの間に以下の①又は②の子どもの世話を保護者として行なうことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の有給休暇とは別途有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業をした小学校等に通う子ども



▲「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象（保護者の自主的判断で休ませた場合は対象外）



▲　「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども



ア）新型コロナウイルスに感染した子ども
イ）新型コロナウィルスに感染したおそれのある子ども(発熱等の風邪症状、濃厚接触者)
ウ）医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

■対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者
・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む



■支　給　額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10割を助成

※日額上限は、11,000円（1月～2月）、9,000円（3月）なお、申請対象期間中に緊急事態宣言対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき都道府県に事業所のある企業は15,000円

■対象となる有給の休暇の範囲



日曜日、冬休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象

・学校：授業日　※日曜日や冬休みなどは対象外
・その他の施設（放課後児童クラブなど）本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象

・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日



■申請期限：令和４年５月31日必着
（令和４年１月１日～同年３月31日までの休暇取得分）



■申　請　先：本社等の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等室に郵送

■オミクロン株による感染の急速な拡大で小学校等の休校が相次ぐ中、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えましょう。

◆ 健康保険・介護保険の料率改定 ◆

■令和４年３月分保険料より、健康保険・介護保険の料率が以下のとおり改定されます。



【 健康保険料率（協会けんぽ新潟支部）】

9.51%（被保険者4.755%）･･･変更あり

【 介護保険料率（協会けんぽ全国共通）】

1.64%（被保険者0.82%） ･･･変更あり

【 厚生年金保険料率 （全国共通） 】

18.300%（被保険者9.15%）･･･変更なし

注）３月支給の賞与がある場合、改定後の料率で計算した保険料を控除してください。

注）保険料を当月引きされている場合、３月に支払う給与から下記の保険料率を適用して下さい。



◆ 雇用保険の料率改定 ◆

■令和４年度の雇用保険料率は、令和４年４月から９月、令和４年10月以降と２段階に分け以下のようになる予定です。令和４年通常国会へ法案が出され改正され決定となります。

令和４年４月～９月

事業の種類	労働者	事業主	全 体
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産業 清酒製造業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建 設 業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

令和４年10月～

事業の種類	労働者	事業主	全 体
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産業 清酒製造業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建 設 業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

▲コロナ禍による経済的な打撃で雇用調整助成金の給付が増加し、これまでの積立金も底をつくと予想されていることが理由として挙げられます。



◆令和５年３月新規高卒者の採用選考期日◆

■文部科学省及び厚生労働省において高等学校就職問題検討会議を開催し、令和５年３月に高校を卒業する生徒の採用選考期日等について、以下のとおり取りまとめたとのお知らせがありました。（令和４年２月14日公表）



▲ハローワークによる求人申込書の受付開始

･･･････ ６月１日

※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなります。

▲企業による学校への求人申込及び学校訪問開始

･･･････ ７月１日

▲学校から企業への生徒の応募書類提出開始

･･･９月５日（沖縄県は８月30日）

▲企業による選考開始及び採用内定開始



･･･････ ９月16日

■高等学校卒業者の採用をお考えの事業主においては、期日の確認をお願いします。

◆ 確定申告期限の個別延長 ◆

■国税庁から、所得税等の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な場合の期限延長のお知らせがありました。（令和４年２月３日公表）

▲オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：令和４年２月16日～３月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。



▲こうした状況を踏まえ、令和３年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方は、令和４年４月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。具体的な手続き方法は、国税庁のホームページをご覧ください。

■ 拾い読みの読書

成しとげる力

著　者／　永守重信　日本電産会長 創業者
出版社／　サンマーク出版　　1,800円＋税

P22　意識が変われば、その人が持っている本来の力が発揮されるものである。生まれつきの能力の差があったとしても、大きく見積もってもせいぜい五倍ほどではないだろうか。しかし、意識の差はときに百倍もの差を生み出すのだ。

P61　日本電産には“三大精神”なるものがあるが、そのうちの一つが「すぐやる、必ずやる、出来るまでやる」である。・・創業時に定め、今でも受け継いでいる会社の“基本精神”である。

P107　難問にぶつかったとき、初めから「それはできない」と否定から入ってはいけない。兎角頭のいい人間に限ってできない理由を並べ立てる

P110　会社を創業して大きく発展させる経営者は、現場で苦労を重ねてきた人が多い。現場を知り尽くしているからこそ、そこで培った知恵が経営に活かされるのだ。・・・現場で身をもって体験したことでなければ、実践で活かすことはできないし、知恵として蓄積されることもない。

P145　私は「減点主義」はとらない。あくまでも「加点主義」である。スタート時点の評価はゼロだ。そこから、さまざまな課題に意欲的に挑戦することで、点数がプラスされていく。何もしなかったり、上司から指示されたことだけをやっていたら、いつまでたっても評価はゼロのままだ。

P162　「最近の若い者はなかなか報・連・相に来ない」と嘆く管理職がよくいる。・・報・連・相をためらうには、それなりの理由があるのだ。黙って椅子に座って、ひたすら報・連・相を待ってはいないだろうか。・・御用聞きのように自ら足を運び、こちらから声をかけることが大切だ。

P184　ゆでガエルになってしまうのはどんな人間か。その特徴は「マンネリ・あきらめ・怠慢・妥協・おごり・油断」の“六悪”に集約できる。「工夫もせずに前例踏襲ばかりをくり返してはいないか（マンネリ）」「挑戦せずに望みを捨ててはいないか（あきらめ）」「やるべきことを疎かにしてはいないか（怠慢）」「『これくらいはいいや』と手を抜いてはいないか（妥協）」「他人の意見に謙虚に耳を傾けているか（おごり）」「気が緩んで再三、ミスを犯してはいないか（油断）」という六つの要素である。この六悪という病理現象は、順風満帆のときほど蔓延しやすいので厄介である。

P196　創業以来、成長を支えてきた“三大経営手法”の中に「千切り経営」というものがあるどんな困難な問題や課題に直面しようとも千に切り刻むよう小さくして課題を抽出し、一つひとつ根気よく考えれば、必ず解決法が見つかる。・・・これを応用して、日本電産では、目標を「行動用語」に落とし込むことを大切にしている。・・・例えば、「もっと知識を身に付ける」ではなく・・・具体的に「一日一時間、寝る前に本を読む」「セミナーを受講する」。・・・「チームのコミュニケーション向上をめざす」ではなく・・「毎週一回、仕事以外のことで面談する」など具体的行動を打ち出すことがポイントとなる。

■ 絵手紙通信



試食しました。絶品です。お試しあれ！

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (317号)

■ 最後っ屁 (R4.2.2)

▲所長職を後継者に委譲した後は沈黙を守ると心に決め、残された期間は所長としての義務と権限の行使とばかりに、大いに口を挟んでいる。

▲例えば、三十数年前から示している経営理念の形骸化を危惧し、毎朝の朝礼で「全文暗唱」と文節ごとの「定義」の輪読を指示し、業務遂行の判断基準としての活用を促し、それに合致した行動を月末会議で発表を求めたり、また、より高いパフォーマンスを発揮する為に大切な「準備」として、金曜日までに次週の業務予定を全職員で共有し、明日の充実度アップの為、前日には各自の行動を明確にイメージすることを求めたりした。

▲最近では、担当先から社内トラブルの相談を受け、ことの経緯や双方の主張を無整理のまま丸呑みして消化不良を起こした職員から相談を受け、たまたま読み囓った本の「どんな困難な問題や課題に直面しようとも千に切り刻むよう小さくして課題を抽出し、一つひとつ根気よく考えれば、必ず解決法が見つかる」とのページをコピーして渡し、関連法令の勉強と人としての判断基準を持つことの大切さを説いたり、同じ本にあった「ゆでガエルになってしまう人間の特徴『マンネリ・あきらめ・怠慢・妥協・おごり・油断』の六悪」を拝借し、一人ひとりが悔いの無い人生を送ることを願い、チェック表を作成して現状確認と改善行動を求めたりと口うるさい。

▲最後に、「言う奴には見込みがあるから言ってる。なければ言わない。ただし、ダメだから言っていることもある。そこを見分けが付けられるのも才能」との談志師匠の名言を付記しておこう。

■ 古稀 (R4.2.21)



▲70歳到達を前に、運転免許高齢者講習の通知や健康保険高齢受給者証が届いたりと、本人は若い気でも否応なく「老人」を意識させられた。そして３月１日、いよいよ「古稀」を迎える。

▲古稀が、中国・唐の詩人杜甫の「人生七十古来稀なり」に由来することだけは知っていたが、その背景を知りたくてGoogleで検索すると、杜甫が生きたのは712年～770年の58年間で、日本は奈良時代、その平均寿命は30歳前後とかで当時としては長寿だったのだろう。

▲そして、この一節の前に、「朝回日日典春衣（朝より回りて日日に春衣を典し）　毎日江頭尽酔帰（毎日江頭に酔を尽くして帰る）　酒債尋常行処有（酒債は尋常行く処に有り）」があり、「毎日朝廷の仕事が終わると春着を質に入れ、その金で曲江のほとりで酩酊するまで飲んで帰って来る。飲み代のツケは方々にあるが、かまうものか。どうせ七十歳まで生きられることは稀なのだから。」の意味であることを知り、一気に呑ん平杜甫に親しみが湧き、「自棄のやんぱち日焼けのなすび　色は黒くて食いつきたいが　わたしゃ入れ歯で歯が立たないよ！」の寅さんの名調子が聞こえ、もう少し肩の力を抜いて生きるかと息を吐いた。

▲ある精神科医は、老化と共に進む思考、意欲、理性、性格をコントロールする脳の前頭葉の萎縮による、何事も善か悪か、好きか嫌いか、味方か敵かと決め付けてしまう「二分割思考」や「かくあるべし」との「独善的思考」に陥らないことが心豊かな老後を過ごすコツだという。

▲これから始まる高齢期本番。今晩、酒でも呑みながらゆっくり考えてみるか。